

意見提出者の区分	意見番号	意見内容	意見に対する回答	本計画本文の修正箇所
区内在勤者	1	路上営業等の監視指導には、販売業だけを取り締まるとしていますが、キッチンカーによる製造・販売についても同様な取り組みが必要と考えます。	キッチンカー（自動車）にて弁当類を製造・販売するものについても、監視指導の対象としております。第4の1（1）イ 路上営業等の監視指導に製造業を記載いたします。	第4 1 （1）イ 路上営業等の監視指導
区内在住者	2	牛レバー、半生鶏肉などの生食肉の調理・提供を指導してほしい。	第4の2重点監視項目（1）アにおいて、生食や加熱不十分な食肉に起因する食中毒防止を目的とした監視指導を位置付けており、引き続き関係事業者に対し、適切な加熱調理について指導してまいります。	修正無し
区内在住者	3	区内のネズミ調査結果について公開してほしい。	第3の3区役所内の他部署との連携において、関係部署と連携した対策の推進を位置付けており、調査結果の公表については、関係部署と情報共有を行い、今後の対応について検討してまいります。	修正無し
区内在住者	4	食品事故ではないが、フードロス問題についても考えてほしい。	本計画は食品衛生法に基づき、食中毒等の健康被害防止を目的とした計画であることから、フードロスに関する事項は計画の内容とは性質が異なります。フードロス問題は重要な課題であると認識しておりますが、本計画の目的とは異なるため、関係部署に情報共有いたします。	修正無し

意見提出者の区分	意見番号	意見内容	意見に対する回答	本計画本文の修正箇所
区内在住者	5	マンションの高架水槽から給水される水を使用する飲食店に対して、水質検査を義務化してほしい。	<p>飲食店営業者には、食品衛生法に基づき、調理や洗浄、手洗い等に使用する水が飲用に適した水であることを確認する義務があります。このため、施設監視の際には、飲食店営業者に対し、使用する水について、建物管理者が実施した水質検査結果の確認状況等を含め、飲用適であることを適切に確認しているかを確認し、必要に応じて指導を行っております。</p> <p>一方で、高架水槽の管理や水質検査の実施そのものは、建物の所有者又は管理者の責務であり、飲食店営業者に対して水質検査の実施を義務付けることは、法令に基づく対応が必要となります。</p> <p>本計画では、飲食店営業者が使用する水について、飲用適であることを確認しているかを施設監視を通じて確認することとしております。</p>	修正無し
区内在住者	6	感染症予防のためのうがい、手洗い、マスクの着用、5S、3Sを徹底させてほしい。	<p>本計画に基づき、施設監視や普及啓発活動を通じて、基本的な衛生管理の徹底について継続的に指導・啓発を行ってまいります。</p>	修正無し
区内在住者	7	保菌者検索事業を継続してほしい。 また、水質検査も助成してほしい。	<p>保菌者検索事業については、食中毒予防の観点から重要な取組であると認識しており、本計画に基づき、引き続き適切に実施してまいります。</p> <p>一方、水質検査費用の助成については、本計画が食品衛生法に基づく監視指導の方針を定める計画であることから、計画の内容とは性質が異なります。</p> <p>いただいたご意見については、区政全般に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	修正無し
区内在住者	8	食品衛生監視員と指導員との交流会を実施してほしい。	<p>本計画では、第6の2「意見交換」に基づき、食品衛生推進員会議や食品衛生自治指導員を対象とした講習会等を通じて、食品衛生に関する情報共有や意見交換を行っております。</p> <p>食品衛生監視員と食品衛生自治指導員との交流の在り方については、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	修正無し

意見提出者の 区分	意見番号	意見内容	意見に対する回答	本計画本文 の修正箇所
区内在住者	9	添加物、残留農薬等も気になる。	<p>添加物や農薬については、都区協定に基づき東京都と連携して、区内流通品を対象に監視指導いたします。</p> <p>また、使用基準違反や残留基準値違反等の食品衛生法違反に該当する食品を発見した場合は、違反食品等が販売・使用されないよう、関係自治体と連携し、直ちに回収または販売禁止命令など、関係する食品等事業者に対して、危害を除去するための措置を実施いたします。</p>	修正無し